

議案第 76 号

日進市職員定数条例の一部改正について

日進市職員定数条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 29 年 11 月 29 日提出

日進市長 萩野幸三

1 提案理由

この案を提出するのは、条例に定める職員の定数と実配置職員数の乖離を是正し、職員の定数の合計を現在の定員適正化計画の職員数合計に合わせるため、日進市職員定数条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 市長の事務部局の職員の定数を 410 人から 426 人とする。
- (2) 教育委員会の事務局の職員及び学校以外の教育機関の職員の定数を 73 人から 50 人とする。
- (3) 選挙管理委員会及び公平委員会の事務局の職員の定数を 5 人から 8 人とする。
- (4) 農業委員会の事務局の職員の定数を 5 人から 6 人とする。
- (5) その他必要な規定の整理を行う。

日進市職員定数条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
条 例 第 号

日進市職員定数条例(昭和39年日進町条例第6号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第12条第9項、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第8号)第26条第2項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第19条及び第31条第3項の規定に基づき、<u>市長の事務部局並びに議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び教育委員会の事務局に勤務する職員</u>(臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。)並びに教育委員会の所管に属する学校の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員を除く。)及び<u>学校以外の教育機関の職員</u>の定数について定めるものとする。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>426人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 教育委員会の事務局の職員及び学校以外の教育機関の職員 <u>50人</u></p> <p>(4) 選挙管理委員会の<u>事務局</u>の職員 <u>8人</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 農業委員会の事務局の職員 <u>6人</u></p> <p>(7) 公平委員会の事務局の職員 <u>8人</u></p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第12条第9項、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第8号)第26条第2項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第19条及び第31条第3項の規定に基づき、<u>市長、選挙管理委員会、公平委員会及び農業委員会の事務局並びに議会、監査委員及び教育委員会の事務局に勤務する職員</u>(臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。)並びに教育委員会の所管に属する学校の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員を除く。以下同じ。)及び<u>学校以外の教育機関の職員</u>の定数について定めるものとする。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>410人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 教育委員会の事務局の職員及び学校以外の教育機関の職員 <u>73人</u></p> <p>(4) 選挙管理委員会の<u>事務部局</u>の職員 <u>5人</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 農業委員会の事務局の職員 <u>5人</u></p> <p>(7) 公平委員会の事務局の職員 <u>5人</u></p> |
| | |

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。